

第12号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月22日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「までの子」の下に「（条例第十一条第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第三十条第一項第六号及び第七号を除き、以下同じ。）」を加え、同項第三号中「第十八条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者を介護する職員が当該日常生活を営むことに支障がある者」を「第十一条第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員が当該要介護者」に改める。

第八条第八項中「第二項から」を「第三項から」に、「第四項第三号及び第四号」を「第五項第三号から第五号まで」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「第八項」を「第九項」に、「第四項中」を「第五項中」に、「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第四項各号」を「第五項各号」に、「第四項第一号及び第二号」を「第五項第一号及び第二号」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項第四号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「第一項」を「第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が

成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「に規定する」を「の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして」に改め、同項第一号中「（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十一条第一項の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者は、同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第八条の二の見出し中「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同条第一項中「第十一条の二第一項」の下に「又は条例第十一条の三第一項」を加え、「一月前」を「前日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第十一条の二第一項の規定による請求に係る期間と条例第十一条の三第一項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第八条の二第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項第二号中「三歳に達した場合」を「条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第八条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 委員会は、第一項の規定による請求があつた日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）前の日を超過勤務制限開始日とする請求であつた場合で、職務に支障があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に超過勤務制限開始日を変更することができる。

5 委員会は、前項の規定により超過勤務制限開始日を変更した場合においては、当該超過勤務制限開始日を当該変更前の超過勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
第八条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十一条の三第一項の区規則で定める時間は、一月について二十四時間、一年について百五十時間とする。

第八条の二に次の一項を加える。

10 前各項の規定（第六項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十一条の二第二項及び条例第十一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二第二項又は条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項又は条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、「条例第十一条の二第一項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第十一条の三第一項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項の規定による請求に係る期間」と、第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「次の各号」とあるのは「第十項において準用する前項第一号及び第二号」と、「同項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、第八項中「前二項」とあるのは「第十項において準用する前二項」と、「第六項各号」とあるのは「第十項において準用する第六項第一号及び第二号」と、第九項中「第一項」とあるのは「次項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第二十二條第一項中「に達しない生児」を「に達しない子」に、「が生児」を「が当該子」に改め、同条第二項中「一生児」を「一人の子」に、「生まれた」を「産まれた」に、「生児は」を「子は」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第三項及び同条第四項中「生児」を「子」に改める。

第二十九条の三第一項中「条例第十八条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が二週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）を「要介護者」に改め、同条第二項中「当該日常生活を営むことに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第三十条第一項中「教育委員会規則」を「区規則」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二項中「条例第十八条第一項に規定する者の各々が二週間以上にわたり」を「職員の申請に基づき、要介護者の各々が」に、「連続する六月の期間内」を「三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内」に改め、同条第十項中「介護休暇申請事由変更届」を「申請事由変更届」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「介護休暇承認申請書」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 委員会は、介護休暇の申請について、条例第十八条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第三十条第八項を削り、同条第七項中「を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する」を「について、その事由を確認する必要があると認めるときは、」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項を同条第十三項とし、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条中第四項を第十一項とし、第三項を削り、第二項の次に次の八項を加える。

3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を庶務事務システムに入力して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、介護休暇承認申請書（別記様式第九号）に記入して行うこと

ができる。

4 委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があつた場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の規定による申請に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を庶務事務システムに入力（これにより難しい場合は、介護休暇承認申請書に記入）して、委員会に申請しなければならない。

6 委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、委員会は、それぞれ、申請の期間又は第三項の申請に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申請があつた場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第十六項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、曆に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

9 委員会は、第三項の規定による申請に基づき第四項若しくは第七項の規定により指定された指定期間又は第

五項の申請に基づき第六項若しくは第七項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第二項の規定にかかわらず、これらの指定期間を六月を超えない範囲内で延長して指定することができ。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りでない。

一 指定期間の指定が三回に達する場合

二 指定期間が通算して六月に達する場合

10 第二項から第七項までの規定は、前項の規定により委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第二項中「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）とあるのは「延伸期間」と、第三項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第四項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末日までの期間（第七項において」とあるのは「第九項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第十項において準用する第七項において」と、第五項中「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「第七項」とあるのは「第十項において準用する第七項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第十項において準用するこの項」と、「次項」とあるのは「第十項において準用する次項」と、第六項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第九項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第

七項中「第四項」とあるのは「第十項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、「この項」とあるのは「第十項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第五項」とあるのは「第十項において準用する第五項」と読み替えるものとする。

第三十条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第三十条の二 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十五条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、介護時間承認申請書（別記様式第十一号）により行うことができる。

6 委員会は、介護時間の申請について、条例第十八条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、申請事由変更届により行うことができる。

第三十一条中「前条」を「前二条」に改める。

第三十二条の二中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

別表第四備考に次のように加える。

3 特別養子縁組の成立前の監護対象者等は「一親等の直系卑属（子）」に準ずる。

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第4号（第8条、第8条の2関係）

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日									
<p>(承認権者)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>次のとおり <input type="checkbox"/>養育 <input type="checkbox"/>介護 のため <input type="checkbox"/>深夜における勤務の制限 <input type="checkbox"/>超過勤務の制限 を請求します。</p> <p style="text-align: center;">(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/>第11条の2 <input type="checkbox"/>第11条の3)</p> <p style="text-align: right;">請求者 所属 氏名 印</p>									
1 請求に係る子又は要介護者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">続柄等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日生</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">養子縁組の効力が生じた日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	氏名	続柄等	生年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日生</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">養子縁組の効力が生じた日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	年 月 日生	養子縁組の効力が生じた日	<input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	年 月 日
氏名	続柄等								
生年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日生</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">養子縁組の効力が生じた日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	年 月 日生	養子縁組の効力が生じた日	<input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	年 月 日				
年 月 日生	養子縁組の効力が生じた日								
<input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	年 月 日								
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>深夜において就業している。 <input type="checkbox"/>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/>産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。 								
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
4 請求に係る期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">深夜勤務の制限</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>その他（ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">超過勤務の制限</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日～ <input type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>月（12月に満たないものに限る） </td> </tr> </table>	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る）				
深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る）								
<p>(注)</p> <p>1について</p> <p>①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が第5条の2第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実）を記入すること。</p> <p>②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出生予定日の<input type="checkbox"/>に <input type="checkbox"/>印を記入すること。</p> <p>③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>2について</p> <p>①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。</p> <p>②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。</p> <p>③該当する<input type="checkbox"/>には、<input type="checkbox"/>印を記入すること。</p> <p>3について</p> <p>この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。</p> <p>4について</p> <p>子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。</p>									

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

(承認権者)

殿

所属

氏名

印

- 次のとおり 深夜における勤務の制限 子の養育
 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
(離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
(理由:)

(2) 介護の状況の変化

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由:)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□に△印を記入すること。

別記様式第九号及び別記様式第十号を次のように改める。

介護休暇承認申請書

所 属		職 層 名		氏 名	
-----	--	-------	--	-----	--

要介護者 に関する 事項	氏 名		同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	続 柄		介護が必要となった時期	年 月 日
	年 齢			

要介護者の状況及び具体的な介護の内容

指 定期間等の申請・指定											
第1回 申請日（ 年 月 日）						第2回 申請日（ 年 月 日）					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期 間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期 間
年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日
備考						備考					
第3回 申請日（ 年 月 日）						延伸期間 申請日（ 年 月 日）					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期 間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期 間
年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日	〔 年 月 日 から 年 月 日 まで〕					月 日
備考						備考					

指定期間等の延長・短縮

第1回 申請日 (年 月 日)						第2回 申請日 (年 月 日)					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間
[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日	[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日
[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日	[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日
備考						備考					
第3回 申請日 (年 月 日)						延伸期間 申請日 (年 月 日)					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間
[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日	[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日
[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日	[年 月 日] から 年 月 日 まで					月 日
備考						備考					

申請年月日	請求期間及び利用形態				承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理
申請の別	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間 (第 回) 内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	(備考)					
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間 (第 回) 内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	(備考)					

申請年月日	請求期間及び利用形態				承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理
申請の別								
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間（第 回）内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	(備考)				
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間（第 回）内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	(備考)				
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間（第 回）内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	(備考)				
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間（第 回）内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	(備考)				
年 月 日	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間（第 回）内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	(備考)				

別記様式第10号 (第30条関係、第30条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

(承認権者)

文京区教育委員会殿

所 属

氏 名

印

次のとおり、介護休暇
介護時間
に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との親族関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は 介護時間取消し	年 月 日	

別記様式第十号の次に次の一様式を加える。

介護時間承認申請書

所属	職層名	氏名
----	-----	----

要介護者に関する事項	氏名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容	申請年月日	申請者印	承認の可否	決裁		出勤簿整理	備考
	続柄	続柄					承認権者印	関係者印		
連続する3年の期間	年 月 日	年 月 日	介護が必要となった時期 年 月 日	年 月 日	申請者印	承認の可否	承認権者印	関係者印	出勤簿整理	備考
	年 月 日から	年 月 日まで								
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	午前 時 分～午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

請求の期間		年月日	時間		申請年月日	申請者印	承認の可否	決裁		出勤簿整理	備考
			年月日	時間				承認者印	関与者印		
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				
年	月	日から	□毎日	午前	時分～	時分	□承認				
年	月	日まで	□その他()	午後	時分～	時分	□不承認				

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条第一項中「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」と、「第六条の四第一号」とあるのは「第六条の四第二項」とする。

3 改正後の規則第三十条の規定は、施行日以後に同条第二項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第三十条第二項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。

4 平成二十九年一月一日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第三十条第二項に規定する連続する六月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する六月の期間の初日がある者から申出があつた場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、二回を超えず、かつ、六月（改正前の規則第三十条第二項に規定する連続する六月のうち、基準日前の期間にあつては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあつては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る

介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き六月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

6 この規則の施行の際、現に職員が条例第十一条第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号）第二条第一項第七号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第三十条の二第一項に規定する介護時間取得の初日とみなす。

7 付則第三項、第四項又は第五項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第三十条の二の適用にあつては、同条第一項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十九年 月教育委員会規則第 号）付則第三項、第四項又は第五項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。

8 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第五条（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p>
<p>（休憩時間）</p>	<p>（休憩時間）</p>
<p>第五条の二</p>	<p>第五条の二</p>
<p>1（略）</p>	<p>1（略）</p>
<p>2 条例第七条第二項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、次に掲げる場合に該当する職員から申請があり、かつ、職務に支障がないと認められるときとする。</p>	<p>2 条例第七条第二項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、次に掲げる場合に該当する職員から申請があり、かつ、職務に支障がないと認められるときとする。</p>
<p>一 小学校就学の始期に達するまでの子（<u>条例第十条第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第三十条第一項第六号及び第七号を除き、以下同じ。）</u>）のある職員が当該子を養育する場合</p>	<p>一 小学校就学の始期に達するまでの<u>子</u>のある職員が当該子を養育する場合</p>
<p>二（略）</p>	<p>二（略）</p>
<p>三 <u>条例第十一条第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員が当該要介護者を介護する場合</u></p>	<p>三 <u>条例第十八条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者を介護する職員が当該日常生活を営むことに支障がある者を介護する場合</u></p>
<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
<p>3・4（略）</p>	<p>3・4（略）</p>
<p>第六条・第七条（略）</p>	<p>第六条・第七条（略）</p>
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p>
<p>第八条 <u>条例第十一条第一項の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者は、同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その</u></p>	<p>第八条</p>

他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第十一条第一項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして区規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

二・三 (略)

3・4 (略)

5 第三項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一～三 (略)

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第二項に定める者に該当することとなった場合

条例第十一条第一項に規定する区規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一～三 (略)

四 当該請求をした職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第一項に定める者に該当することとなった場合

6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第三項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

7 前二項の場合において、職員は、遅滞なく、第五項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（別記様式第五号）により委員会に届け出なければならない。

8 委員会は、第三項の規定による請求又は前項の規定による届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

9 第三項から前項までの規定（第五項第三号から第五号までを除く。）は、条例第十一条第二項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第三項中「条例第十一条第一項」とあるのは「条例第十一条第二項において準用する同条第一項」と、第四項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第五項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号及び第二号」と、「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号及び第二号」と、第八項中「第三項」とあるのは「次項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務

5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第二項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

6 前二項の場合において、職員は、遅滞なく、第四項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（別記様式第五号）により委員会に届け出なければならない。

7 委員会は、第二項の規定による請求又は前項の規定による届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

8 第二項から前項までの規定（第四項第三号及び第四号を除く。）は、条例第十一条第二項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第二項中「条例第十一条第一項」とあるのは「条例第十一条第二項において準用する同条第一項」と、第三項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と、第四項中「第二項」とあるのは「第八項において準用する第二項」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第五項中「前項各号」とあるのは「第八項において準用する前項第一号及び第二号」と、「第三項」とあるのは「第八項において準用する第二項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第八項において準用する前二項」と、「第四項各号」とあるのは「第八項において準用する第四項第一号及び第二号」と、第七項中「第二項」とあるのは「次項において準用する第二項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の超過勤務の制限）

の制限)

第八条の二 条例第十一条の二第一項又は条例第十条の三第一項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに深夜勤務制限・超過勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、条例第十一条の二第一項の規定による請求に係る期間と条例第十条の三第一項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 条例第十一条の三第一項の区規則で定める時間は、一月について二十四時間、一年について百五十時間とする。

3 第一項の規定による請求があった場合においては、委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

4 委員会は、第一項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）前の日を超過勤務制限開始日とする請求であった場合で、職務に支障があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に超過勤務制限開始日を変更することができる。

5 委員会は、前項の規定により超過勤務制限開始日を変更した場合においては、当該超過勤務制限開始日を当該変更前の超過勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

6 第一項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げ

第八条の二 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の一月前までに深夜勤務制限・超過勤務制限請求書により行うものとする。

2 第一項の規定による請求があった場合においては、委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げ

るいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一～三 (略)

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

7 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 (略)

二 当該請求に係る子が、条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

8 前二項の場合において、職員は、遅滞なく、第六項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により委員会に届け出なければならない。

9 (略)

10 前各項の規定(第六項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十一条の二第二項及び条例第十一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二第一項又は条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項又は条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、「条例第十一条の二第一項の規定による請求に係る期間と条例第十一条の三第一項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第十一

げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一～三 (略)

4 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 (略)

二 当該請求に係る子が、三歳に達した場合

5 前二項の場合において、職員は、遅滞なく、第三項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により委員会に届け出なければならない。

6 (略)

条の二第二項において準用する同条第一項の規定による請求に係る期間と条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項の規定による請求に係る期間」と、第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、第五項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、第六項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「次の各号」とあるのは「第十項において準用する前項第一号及び第二号」と、「同項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、第八項中「前二項」とあるのは「第十項において準用する前二項」と、「第六項各号」とあるのは「第十項において準用する第六項第一号及び第二号」と、第九項中「第一項」とあるのは「次項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第九条～第二十一条（略）

（育児時間）

第二十二条 育児時間は、生後一年三月に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。

- 2 育児時間は、正規の勤務時間において、一人の子（一回の出産で産まれた複数の子は、一人の子とみなす。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、委員会の承認を受けた場合には、一日二回、一日を通じて一時間三十分を超えない範囲内で四十五分に十五分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、一回の育児時間は三十分を下回ることができない。

第九条～第二十一条（略）

（育児時間）

第二十二条 育児時間は、生後一年三月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。

- 2 育児時間は、正規の勤務時間において、一生児（一回の出産で生まれた複数の生児は、一生児とみなす。以下同じ。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、委員会の承認を受けた場合には、一日二回、一日を通じて一時間三十分を超えない範囲内で四十五分に十五分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、一回の育児時間は三十分を下回ることができない。

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

二 （略）

三 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条に規定する育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 （略）

第二十三条～第二十九条の二 （略）

（短期の介護休暇）

第二十九条の三 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

3～6 （略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する区規則で

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

二 （略）

三 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該生児について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条に規定する育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 （略）

第二十三条～第二十九条の二 （略）

（短期の介護休暇）

第二十九条の三 短期の介護休暇は、条例第十八条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が二週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、五日（当該日常生活を営むことに支障がある者が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

3～6 （略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する教育委員

定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）とする。

一～七（略）

2 介護休暇（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要があると認められる期間を承認する。

3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を庶務事務システムに入力して行うものとする。ただし、これにより難い場合は、介護休暇承認申請書（別記様式第九号）に記入して行うことができる。

4 委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の規定による申請に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を庶務事務システムに入力（これにより難い場合は、介護休暇承認申請書に記入）して、委員会に申請しなければならない。

6 委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、委員会は、それぞれ、申請の期間又は第三項の申請に基づき第

会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）とする。

一～七（略）

2 介護休暇（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、条例第十八条第一項に規定する者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要があると認められる期間を承認する。

四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第十六項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

9 委員会は、第三項の規定による申請に基づき第四項若しくは第七項の規定により指定された指定期間又は第五項の申請に基づき第六項若しくは第七項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第二項の規定にかかわらず、これらの指定期間を六月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りでない。

一 指定期間の指定が三回に達する場合

二 指定期間が通算して六月に達する場合

10 第二項から第七項までの規定は、前項の規定により委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第二項中「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」とあるのは「延伸期間」と、第三項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第四項中「前項」とあるのは「第十項において準用する

前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末日までの期間（第七項において）」とあるのは「第九項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第十項において準用する第七項において）」と、第五項中「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「第七項」とあるのは「第十項において準用する第七項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第十項において準用するこの項」と、「次項」とあるのは「第十項において準用する次項」と、第六項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第九項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第七項中「第四項」とあるのは「第十項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、「この項」とあるのは「第十項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第五項」とあるのは「第十項において準用する第五項」と読み替えるものとする。

11 (略)

12 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を

3 前項の規定により承認された介護休暇における介護を必要とする状態が継続している場合には、当該介護休暇の期間(以下「当初期間」という。)の初日から六月後以後の一年六月間に限り、連続する六月の期間内(連続する六月の期間の末日が当初期間の初日から起算して二年を経過する日を超える場合にあっては、二年を経過する日までを限度とする。)において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。ただし、同一の被介護者について、既にこの項の規定により介護休暇を承認した場合は、承認しない。

4 (略)

5 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間を限度として利用することができる。ただし、当該

受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条第一項に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

13 (略)

14 委員会は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、介護休暇承認申請書（別記様式第九号）により行うことができる。

16 委員会は、介護休暇の申請について、条例第十八条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、申請事由変更届（別記様式第十号）により行うことができる。

(介護時間)

第三十条の二 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延

日の他の休暇（前条第一項に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

6 (略)

7 委員会は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

8 委員会は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

9 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿（別記様式第九号）により行うことができる。

10 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、介護休暇申請事由変更届（別記様式第十号）により行うことができる。

伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月文京区条例第八号)第十五条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日まで庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、介護時間承認申請書(別記様式第十一号)により行うことができる。

6 委員会は、介護時間の申請について、条例第十八条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、申請事由変更届により行うことができる。

(期間計算)

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで及び前二条に規定する休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

第三十二条 (略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第三十二条の二 再任用職員等が、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十八条ま

(期間計算)

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで及び前条に規定する休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

第三十二条 (略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第三十二条の二 再任用職員等が、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十八

で及び第二十九条の二から第三十条の二までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

第三十三条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条第一項中「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「第六条の四第一号」とあるのは「第六条の四第二項」とする。

3 改正後の規則第三十条の規定は、施行日以後に同条第二項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第三十条第二項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。

4 平成二十九年一月一日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第三十条第二項に規定する連続する六月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する六月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、二回を超えず、かつ、六月（改正前の規則第三十条第二項に規定する連続する六月のうち、基準日前の

条まで及び第二十九条の二から第三十条までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

第三十三条 (略)

期間にあつては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあつては同項の規定により承認された期間を含むものとする。)を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き六月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

6 この規則の施行の際、現に職員が条例第十一条第二項に規定する要介護者(二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和三十二年特別区人事委員会規則第十四号)第二条第一項第七号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第三十条の二第一項に規定する介護時間取得の初日とみなす。

7 付則第三項、第四項又は第五項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第三十条の二の適用にあつては、同条第一項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年 月教育委員会規則第 号)付則第三項、第四項又は第五項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。

8 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第一(第十三条、第十四条の五関係) (略)

別表第二(第十三条、第十四条、第十四条の五関係)

別表第一(第十三条、第十四条の五関係) (略)

別表第二(第十三条、第十四条、第十四条の五関係)

(略)

別表第二の二 (第十四条の二、第十四条の五関係)

(略)

別表第三 (第十五条関係) (略)

別表第四 (第二十五条関係)

別記様式第1号 (第4条関係) (略)

別記様式第2号 (第5条関係) (略)

別記様式第2号の2 (第5条の2関係) (略)

別記様式第3号 (第7条、第9条関係) (略)

別記様式第4号 (第8条、第8条の2関係)

別記様式第5号 (第8条、第8条の2関係)

別記様式第6号 (第10条、第11条関係) (略)

別記様式第7号 (第28条関係) (略)

別記様式第8号 (第28条関係) (略)

別記様式第8号の2 (第29条の3関係) (略)

別記様式第9号 (第30条関係)

別記様式第10号 (第30条関係)

別記様式第11号 (第30条の2関係)

(略)

別表第二の二 (第十四条の二、第十四条の五関係)

(略)

別表第三 (第十五条関係) (略)

別表第四 (第二十五条関係)

別記様式第1号 (第4条関係) (略)

別記様式第2号 (第5条関係) (略)

別記様式第2号の2 (第5条の2関係) (略)

別記様式第3号 (第7条、第9条関係) (略)

別記様式第4号 (第8条及び第8条の2関係)

別記様式第5号 (第8条及び第8条の2関係)

別記様式第6号 (第10条、第11条関係) (略)

別記様式第7号 (第28条関係) (略)

別記様式第8号 (第28条関係) (略)

別記様式第8号の2 (第29条の3関係) (略)

別記様式第9号 (第30条関係)

別記様式第10号 (第30条関係)